

2019年3月14日

外務省への覚書(貝原日米地位協定室長宛)
民間裁判管轄権分科委員会米側共同議長より

件名： 日米合同委員会に関する文書に係るあり得べきインカメラ審査について

1. 米国政府は日米合同委員会の枠組みにおいて作成された文書のインカメラ審査を求める申請について検討しました。米国は、両国政府の同意なく、インカメラ審査を許可することは、1960年の第一回日米合同委員会における合意に反することになり、第三国、本件においては米国政府との信頼関係が損なわれることになるため、そのような申請を日本政府が拒否することを強く求めます。さらに、インカメラ審査のために裁判所に公開することは、その後文書を公表することにつながる可能性を踏まえれば、米国との交渉に被害を及ぼしかねません。実際に、米国の連邦裁判所のシステムにおける実際の裁判において、インカメラ審査の実施を求める申請に関して、同様の状況が発生した際、我々は、両国政府の同意がなかったため裁判所に内容を提出することはできませんでした。
2. 在日米軍の安定的な駐留は、米国政府と日本政府の関係省庁との間の、率直で開かれた話し合いに大きく依拠しています。これらの話し合いのほとんどは、内容が対外的に既知のものがどうかや、その重要性いかにかわらず、両政府の同意なく対外的に公表されないという米国政府と日本政府の相互の理解に基づき、厳格に秘匿すべきコミュニケーションとして行われています。これは、両政府間の信頼関係を強く確固たるものにする重要な要素です。さらに、そのような率直なコミュニケーションの前提は、内容に応じて、必要な人が必要な情報を知っている原則（need-to-knowの原則）に基づくアクセスの権利が必然的に伴っているということを示すこともまた重要です。
3. 上記で述べたような観点に基づく意見交換なしに、両政府が難しい課題を議論し、時には対等な主権国家間における妥協を伴う解決に至ることは不可能です。明らかに、そのような結果は、両政府の在日米軍の安定的な駐留に係る合意を交渉する能力を危険にさらすことになるでしょう。これは、両政府の対応能力を減退させることになり、ひいては、地域の安全保障環境に有害な影響を与えることになるでしょう。
4. 米国が持つ日本の司法システムへの信頼と敬意を前提としても、上記で述べたとおり、我々は、両国政府の合意なしに、電子メールを含む米国政府

と日本政府とが議論するプロセスの審査を第三者が行うことは、米国政府と日本政府の関係機関との将来の内部調整に委縮効果を与えることによって、在日米軍の安定的な駐留を危険にさらすことになると考えざるを得ません。もし、インカメラ審査を含め、対外的に明らかになれば、率直な意見交換、または意思決定の中立性が不当に損なわれるリスクをもたらすでしょう。こうしたことを踏まえ、米国は、いかなる組織や個人であっても、日米合同委員会の枠組みにおける米国政府と外務省を含む日本政府間のあらゆるコミュニケーションを審査することに強く反対します。

5. 連絡先：何か質問がありましたら、ソネンバーグ氏
[REDACTED] まで連絡願います。

チャールズ E. ウィーディー, JR., 米空軍大佐
民間裁判管轄権分科委員会 米側共同議長